

特別支援支援学級の対象と種類

◆障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う

特別支援学級の対象（学校教育法 第八十一条）

知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

知的学級

肢体不自由
学級

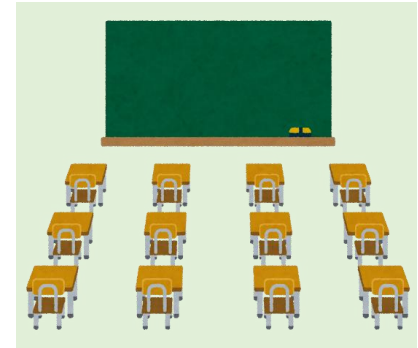
病弱学級

弱視学級

難聴学級

言語学級

自閉・情緒
学級



特別支援学級の対象者の基準（25文科初第756号）

	障害の程度
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害	補聴器用の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のも
病弱	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因する者でない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも